

第1回教育行政審議会資料

令和5年5月22日(月)
熊本市教育委員会事務局

- (1) 教育行政審議会について
- (2) 国の動向
- (3) 本市の概要
- (4) 現状における主な課題
- (5) 本市の現状
- (6) 検討項目
- (7) 今後のスケジュール

参考資料 1 いじめ・不登校対策ハンドブック

参考資料 2 「子どもを守る相談票」の受付について

参考資料 3 校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン

参考資料 4 本市データ集（学力・働き方改革・研修等）

参考資料 5 熊本市教育行政審議会運営要綱

(1) 教育行政審議会について

1. 審議事項

こどもをめぐる複雑かつ多岐にわたる課題に迅速、的確かつ丁寧な対応を行うための今後の地方教育行政の在り方について

2. 審議会の位置付け

熊本市附属機関設置条例に基づき、本市の教育行政の在り方に関し、教育長からの諮問事項について、必要な事項を審議する教育委員会の附属機関

3. 委員の構成及び任期

学識経験者、教育行政関係者、法曹関係者、医療福祉関係者、報道関係者、保護者代表、教職員、公募委員の16名

【任期】令和5年(2023年)5月1日～令和7年(2025年)3月31日

(2) 国の動向

1. こども基本法の施行

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行。

同法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。



(2) 国の動向

2. こども家庭庁の設置（こども家庭庁設置法の趣旨・概要）

（趣旨）

こども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行う。また、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

（概要）

1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置
2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする
3. 施行期日等

- ・令和5年4月1日

- ・政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

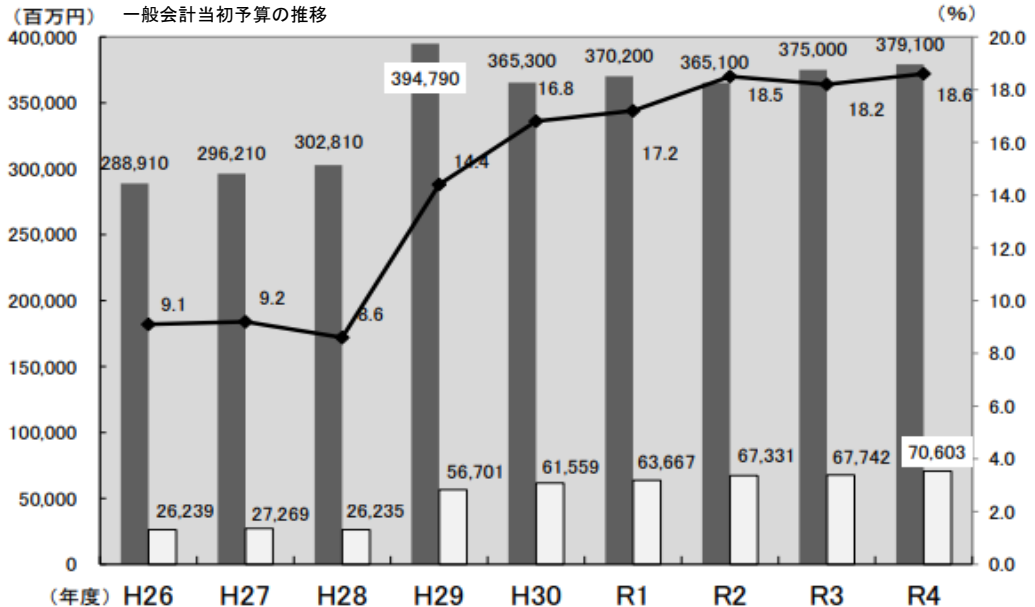
(3) 本市の概要

- ◆ 平成24年(2012年)4月1日、全国で20番目、九州で3番目の政令指定都市へ移行
- ◆ 九州の中央に位置する地理的優位性(九州各主要都市まで約150分圏内)
- ◆ 九州の行政の中心として発展。国の出先機関の立地多数、大学・医療機関が高集積

熊本市の基礎データ(2022(R4).8.1)

- 人口 737,913人
- 面積 390.32平方キロメートル
- 人口密度 1,891人/km²
- 世帯数 333,762世帯

	校(園)数	教員数
小学校	92校	2,393人
中学校	42校1分校	1,329人
高等学校	2校	114人
特別支援学校	2校	60人
幼稚園	6園	46人
専修学校	1校	11人
計	145校(園)1分校	3,953人



■ 一般会計 □ 教育費 ◆ 教育費構成比

(3) 本市の概要

本市では、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、これまでの取り組みの成果や課題をもとに、教育の目標や方向性を定めた「熊本市教育振興基本計画」を策定

熊本市教育振興基本計画（令和2～令和5年度） [熊本市教育大綱]

基 本 理 念

豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む

施 策 の 基 本 方 針

（1）主体的に考え行動する力を育む教育の推進

- ① 自ら学びに向かう力を育む教育の推進
- ② 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
- ③ 持続可能な社会の実現に貢献する力を育む教育の推進

（2）子ども一人ひとりを大切にする教育の推進

- ① 個別最適化された学びの推進
- ② 多様な教育的ニーズに対応した支援の充実
- ③ 特別支援教育の推進
- ④ 体罰・暴言等の根絶

（3）最適な教育環境の整備

- ① 地域社会と連携した教育環境の整備
- ② 働き方改革の推進
- ③ 安全・安心な学校づくりの推進

（4）学校教育と福祉の連携の推進

- ① 障がいへの理解の促進
- ② ライフステージに応じた継続的な支援の充実
- ③ 児童虐待への対応強化
- ④ 家庭環境に左右されない学習機会の充実

（5）多彩な学習機会の提供と創造

- ① 学びの機会の提供と創造
- ② 生涯学習関連施設の機能充実
- ③ 青少年の健全育成

（6）豊かな市民生活を楽しむための文化の振興

- ① 文化活動の推進
- ② 歴史的文化遺産の調査研究、保存整備と活用

（7）生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興

- ① スポーツ機会の充実
- ② 競技力の向上
- ③ スポーツ施設の設備・機能充実

重 点 的 取 組

（1）いのちを大切にする心の教育の充実といじめや不登校への細やかな対応

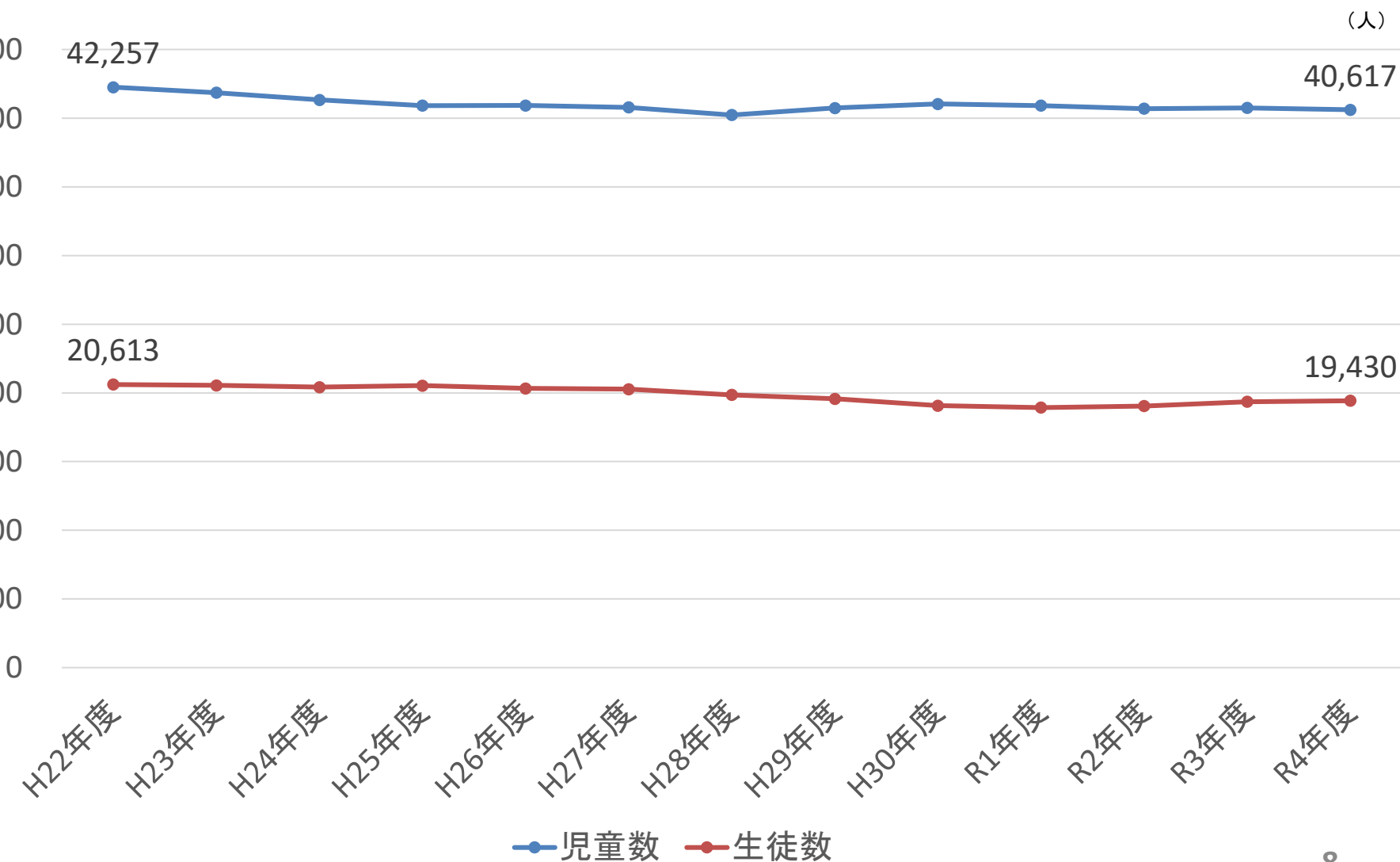
（2）確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進

（3）教員が子どもと向き合うための体制の整備

（4）学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進

(3) 本市の概要

児童生徒数（小中学校）の推移



(3) 本市の概要

「こども局」の創設（令和5年4月）

- ①「こども基本法」においても、常にこどもの最善の利益を第一に考え、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこどもの施策に取り組むこととされている。
- ②こどもが必要とする制度の壁、縦割りの壁を見直し、統合的、一体的に支援を行うことが急務であり、国においては、そのための新たな司令塔として「こども家庭庁」が創設された。
- ③本市においても、学校・教育委員会の市長事務部局側のカウンターパートを明確化し、更に連携を強化することが必要である。

こども施策の専管組織として令和5年（2023年）4月にこども局を創設し、全庁的・総合的な牽引役を担う。

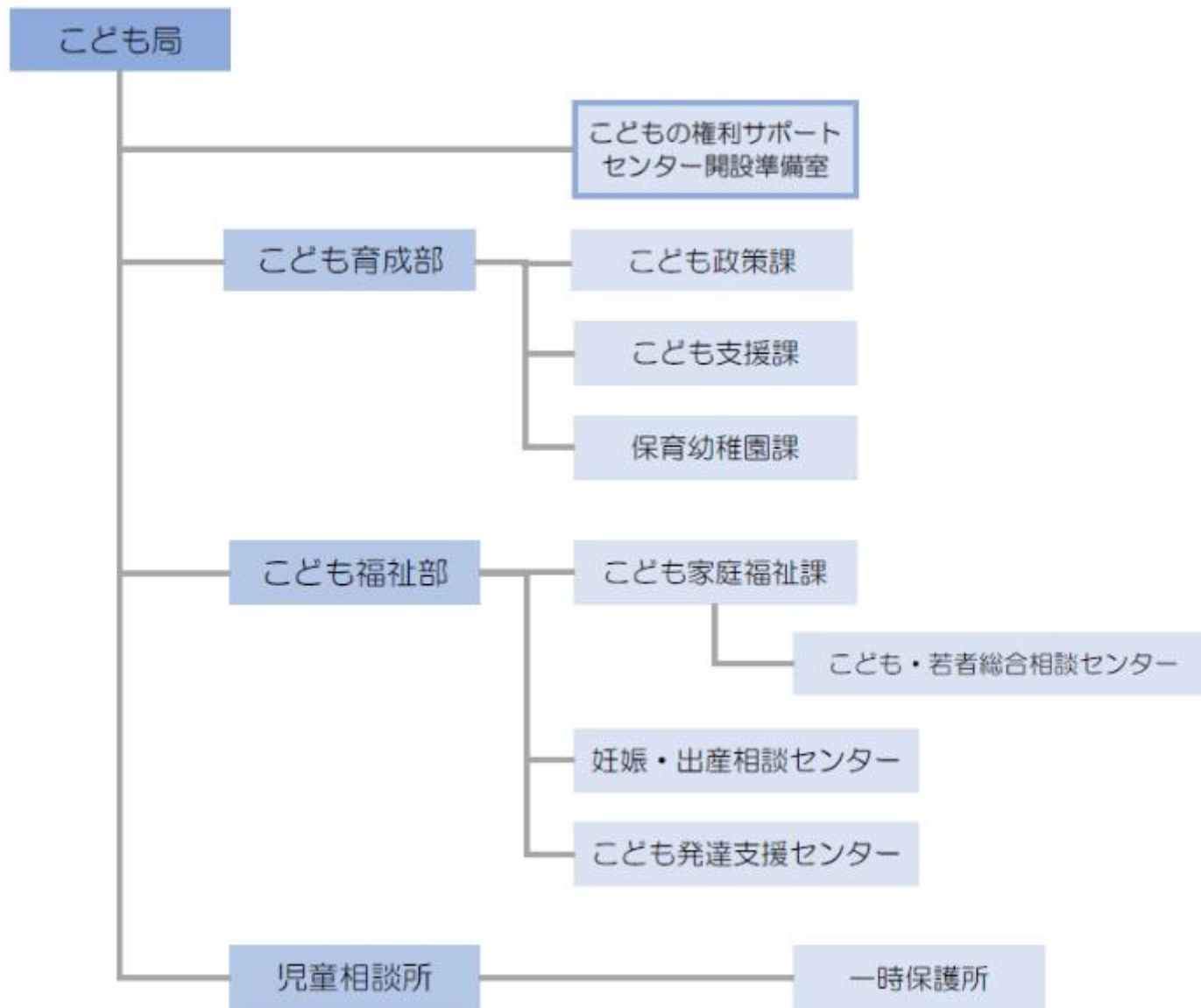
こどもを取り巻く現状と課題

- ・学校におけるこどもを取り巻く課題は多様で複雑
- ・学校や教育委員会での対応は限界、また現場は疲弊
- ・学校現場は、福祉部門（児童相談所等）の積極的な関与・介入を期待

情報や認識を共有し、適切な役割分担と連携により、望ましい解決につなげる
努力が必要

(3) 本市の概要

「こども局」の創設（令和5年4月）



(3) 本市の概要

「こどもの権利サポートセンター」の設置予定

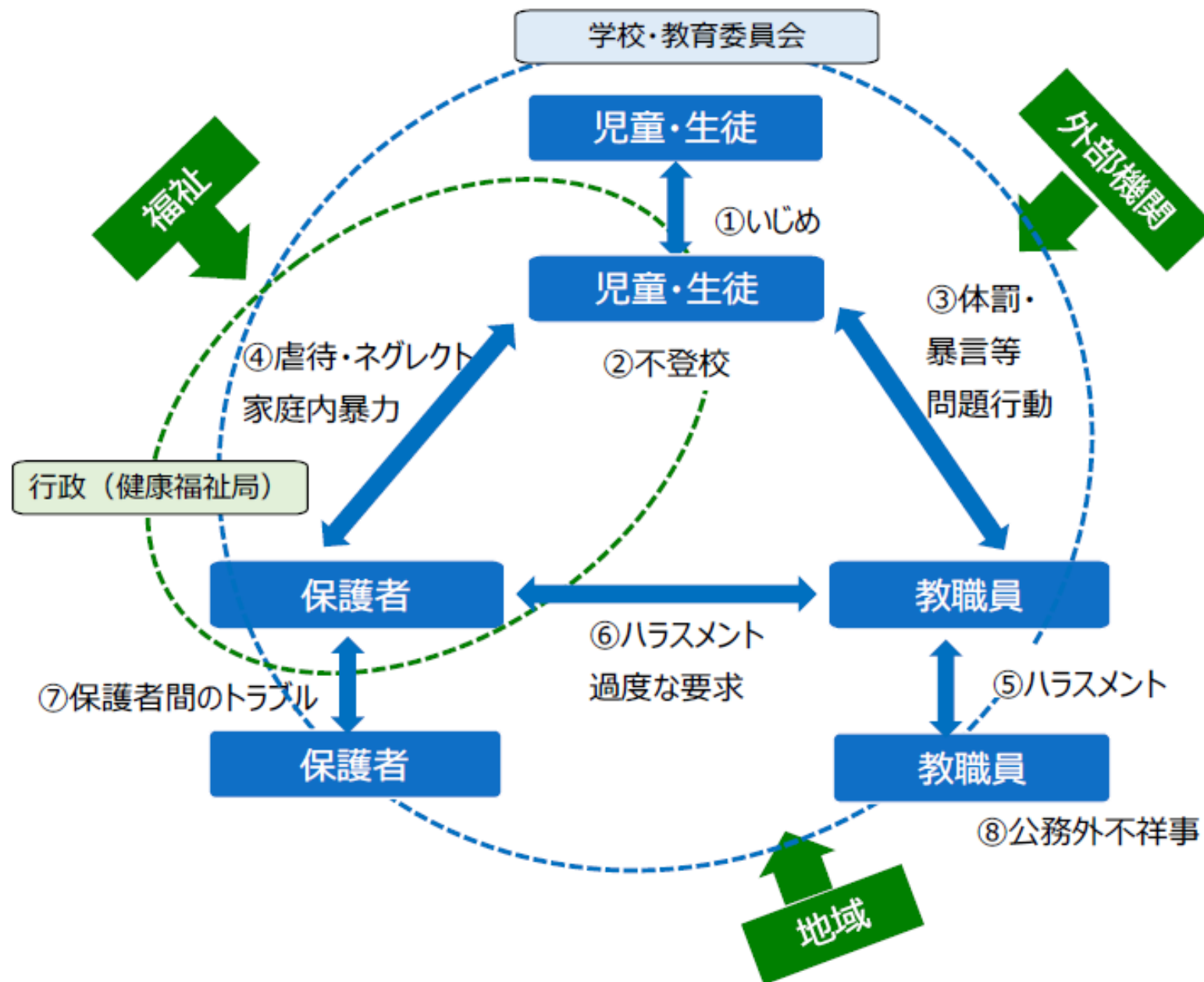
学校の内外を問わず、こどもの人権・権利擁護にかかわるすべての事象・事案を対象とする「こどもの権利サポートセンター」を市長事務部局に設置予定

【こどもの権利サポートセンターの役割】

こどもの命を守るため、こどもの権利を擁護し、最善の利益を確保することを目的とし、これらに関する相談を受け、解決に向けて取り組む。

具体的には、学校の内外を問わず、こどもの人権にかかわる事象・事案が速やかに市長に報告される仕組みを作るとともに、学校や教育委員会への相談ルート複線化し、気軽に相談できる体制を整備するとともに、市長の責任において、学校等で生じた事象・事案の解決に取り組む。

(4) 現状における主な課題



(4) 現状における主な課題

全体	・こども局との役割分担や 連携体制の構築
いじめ・不登校	・学校、教育委員会の対応に保護者からの信頼が得られない事案がある。 ・保護者間のトラブルに発展するような場合、学校での対応に限界がある。 ・要因や背景が多様化、複雑化している。 ・どこにもつながっていない児童生徒がいる。
体罰・暴言等	・体罰・暴言等があっても相談につながらない事案がある。 (令和3年度実施の「体罰・暴言等に関するアンケート」では、実際に相談につながったのは全体の約27%) ・処分に至るまでに時間がかかる事案がある。 ・事案発生後の本人の処遇(配置換え等)に明確な基準がない。
その他	・発生後の報告が迅速になされなかった不祥事案等がある。 ・公務外の不祥事 案等については、警察から情報提供を受けることができず、本人の申告以外での確認方法がない。 ・保護者からの過度な要求に対し、専門的な対応ができず、苦慮している。 ・家庭内の問題に対して、踏み込んだ対応がとれない。

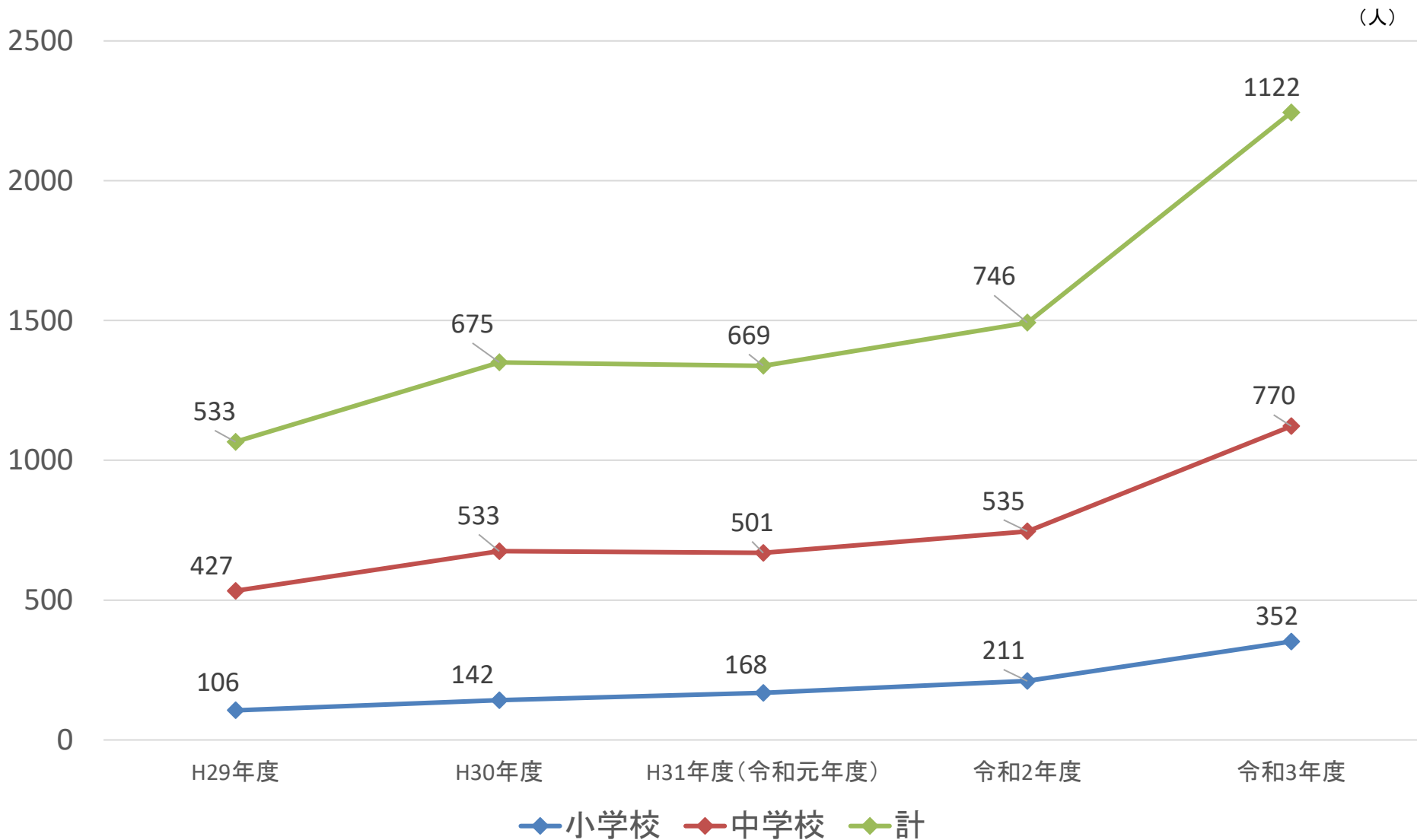
(5) 本市の現状

これまでの主な取組（不登校）

平成28年度 (2016年度)	・児童生徒の不登校への対策を強化するため「不登校対策サポーター」を部分的に配置 ■不登校対策サポーター 平成28年度(2016年度)から、不登校に課題のある学校に不登校対策サポーターを配置し、不登校児童生徒の状況や不登校への対策を把握して、未然防止や早期対応への指導・助言を行っている。必要に応じて、担任等と連携して不登校児童生徒や家庭とかかわりを持ち、不登校児童生徒の減少を目指している。令和4年度(2022年度)は、小学校5校、中学校9校に配置している。
令和4年度 (2022年度)	・教育 ICT を活用したオンライン学習支援による不登校児童生徒支援<フレンドリーオンライン> ■フレンドリーオンライン 不登校等児童生徒への学習支援として、一人一台のタブレット端末を活用したオンライン学習支援(フレンドリーオンライン)を行う。本荘小学校と芳野中学校をフレンドリーオンライン配信拠点校として、それぞれの学校にスタジオを設置している。本市在住で在籍する学校への登校が難しい児童生徒がオンライン学習支援員やスクールカウンセラーなどとオンラインを通じて学習を行っている。美術館や博物館等から専門家による出前授業もオンラインで配信し、不登校児童生徒の興味関心を高めるための工夫も行っている。また、AI が搭載されたレクチャー機能付きの学習アプリを使いながら、個別最適化された学習ができるようにしている。

(5) 本市の現状

不登校児童生徒数における90日以上欠席のある生徒の推移



(5) 本市の現状

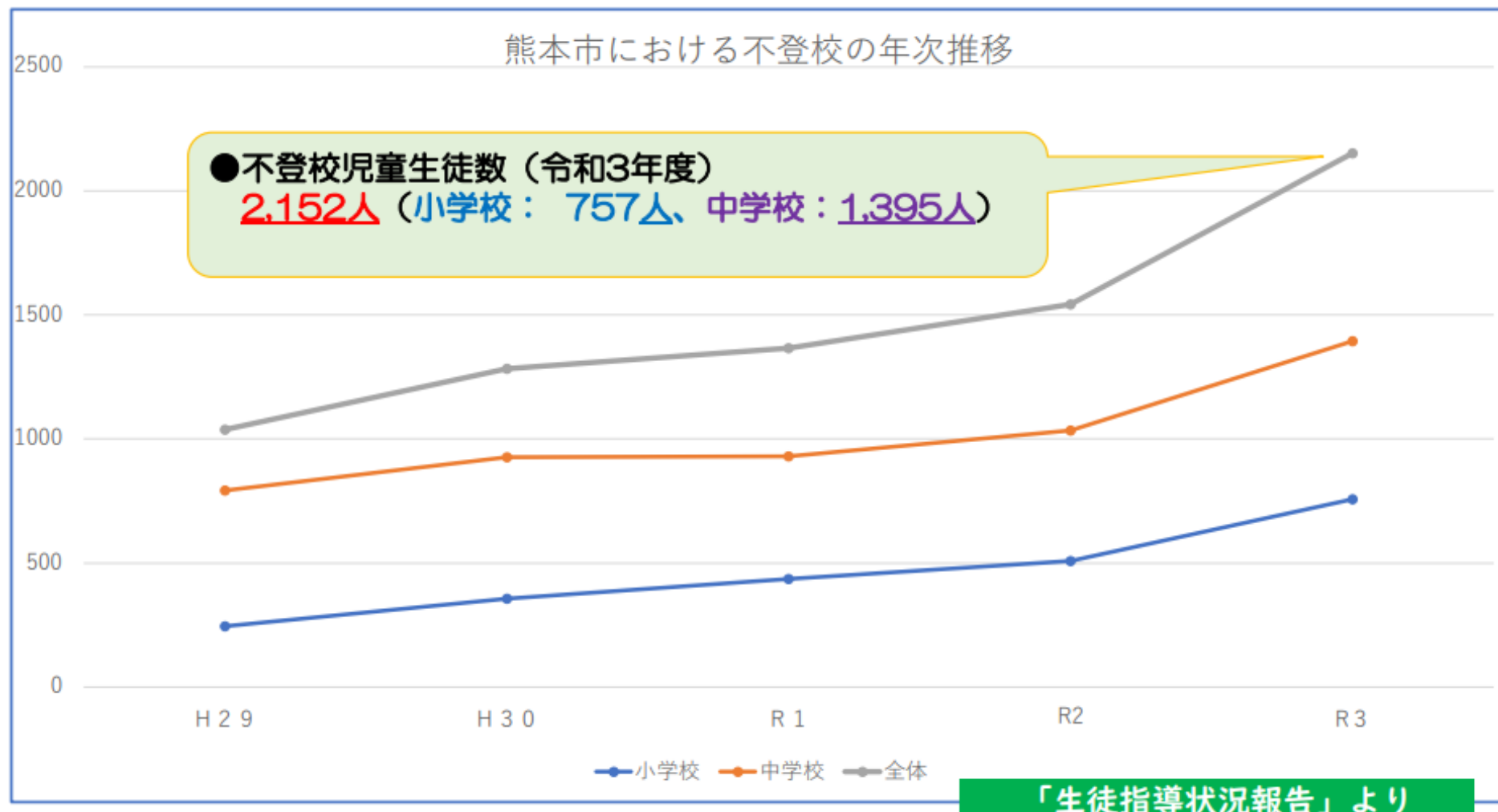
指定都市別不登校児童生徒数における90日以上欠席のある生徒の割合【R3】

順位	指定都市名	90日以上欠席のある 不登校児童生徒の割合
1	北九州市	68.4%
2	さいたま市	65.1%
3	岡山市	62.9%
4	札幌市	60.1%
5	大阪市	59.2%
6	浜松市	58.5%
7	京都市	58.3%
8	仙台市	57.5%
9	相模原市	57.1%
10	堺市	56.9%
11	川崎市	56.2%
12	静岡市	56.1%
13	横浜市	54.4%
14	新潟市	54.2%
15	千葉市	53.9%
16	広島市	53.7%
17	神戸市	52.2%
18	熊本市	52.1%
19	名古屋市	50.4%
20	福岡市	41.4%

不登校児童生徒数
と1000人当たり
の不登校児童生徒
数から、およそ
の総児童生徒数を
割り出している。

(5) 本市の現状

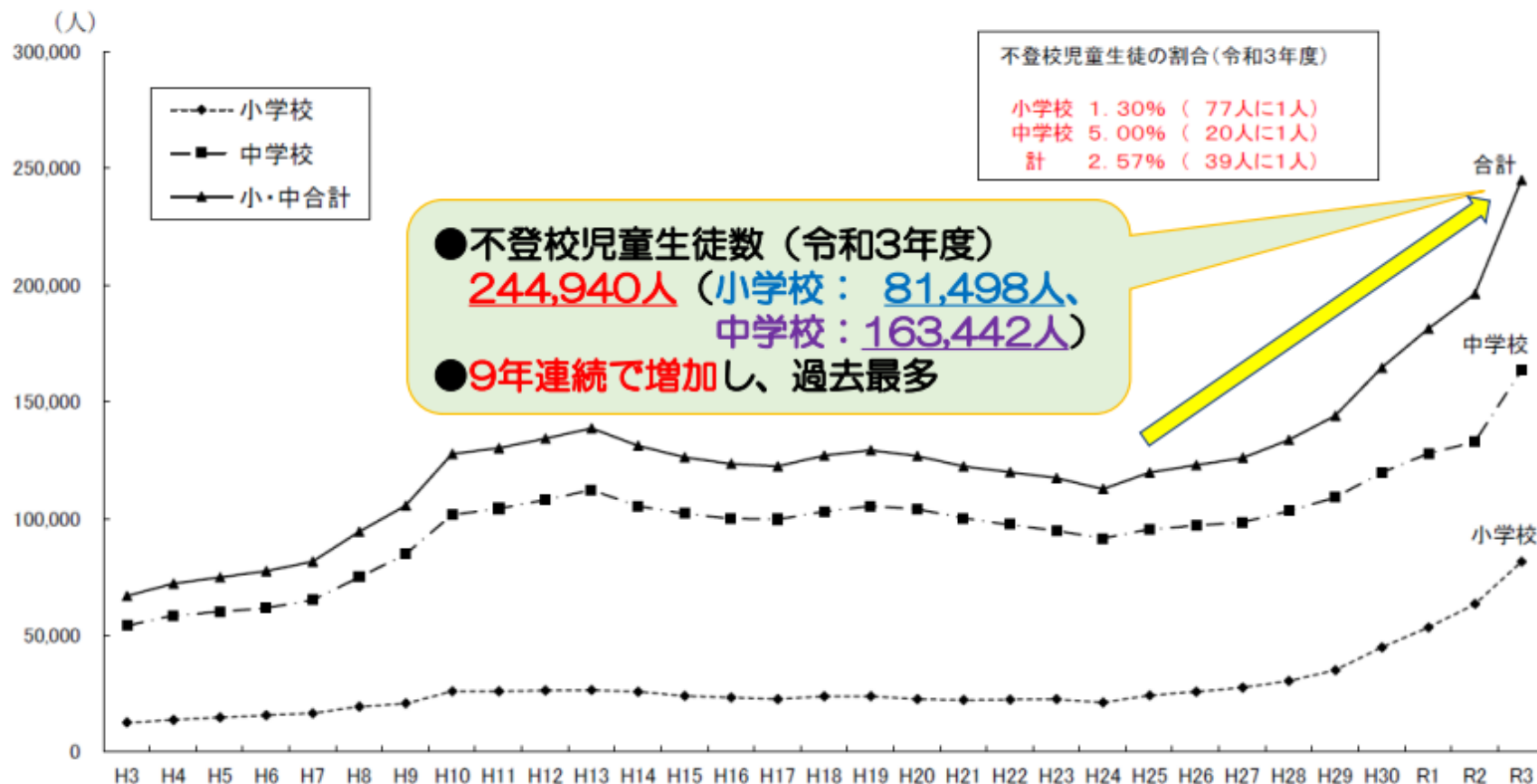
不登校児童生徒の推移【熊本市】



(5) 本市の現状

参考：不登校児童生徒の推移【全国】

不登校児童生徒数の推移のグラフ



「R3問題行動・不登校等調査」より

(5) 本市の現状

指定都市別1,000人当たりの不登校児童生徒数【R3】

順位	指定都市名	小学校 (人)	指定都市名	中学校 (人)	指定都市名	小・中合計 (人)
1	熊本市	18.6	大阪市	75.9	熊本市	35.8
2	福岡市	17.8	熊本市	72.1	大阪市	33.8
3	札幌市	15.6	静岡市	66.1	札幌市	31.8
4	浜松市	15.5	札幌市	64.6	浜松市	30.6
5	堺市	15.1	浜松市	61.1	静岡市	29.8
6	広島市	15	仙台市	59	福岡市	29.3
7	横浜市	14.8	神戸市	58.9	仙台市	28.7
8	大阪市	14.7	相模原市	55.2	神戸市	27.6
9	岡山市	14.6	福岡市	54.4	広島市	27
10	仙台市	13.8	広島市	54	相模原市	26.7
11	新潟市	13.3	新潟市	52.1	新潟市	26.3
12	神戸市	13.1	名古屋市	52	横浜市	25.9
13	京都市	12.9	横浜市	51	名古屋市	24.5
14	川崎市	12.8	川崎市	50.2	堺市	24.1
15	相模原市	12.8	北九州市	49.7	川崎市	23.6
16	静岡市	12.6	京都市	45	岡山市	23.6
17	名古屋市	12	岡山市	42.5	京都市	23.1
18	千葉市	11	堺市	42.1	北九州市	22.5
19	北九州市	9.1	千葉市	34.1	千葉市	18.7
20	さいたま市	8	さいたま市	33.8	さいたま市	16.2

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

(5) 本市の現状

指定都市別1,000人当たりの長期欠席児童生徒数【R3】

順位	指定都市名	小学校 (人)	指定都市名	中学校 (人)	指定都市名	小中合計 (人)
1	さいたま市	86.5	大阪市	109.8	さいたま市	85.0
2	北九州市	52.7	北九州市	108.3	北九州市	71.1
3	大阪市	48.9	仙台市	84.8	大阪市	67.9
4	岡山市	36.8	熊本市	84.5	岡山市	52.0
5	横浜市	36.7	岡山市	83.9	仙台市	48.7
6	堺市	35.0	京都市	81.2	横浜市	46.6
7	仙台市	30.9	さいたま市	81.0	堺市	46.4
8	京都市	30.1	神戸市	76.8	京都市	46.3
9	相模原市	29.3	静岡市	76.2	熊本市	44.0
10	福岡市	29.1	札幌市	75.7	札幌市	43.6
11	札幌市	27.8	広島市	73.9	神戸市	42.3
12	川崎市	27.0	浜松市	72.4	相模原市	42.2
13	神戸市	26.3	堺市	69.1	福岡市	41.7
14	広島市	24.8	福岡市	69.0	浜松市	40.5
15	熊本市	24.8	横浜市	68.8	広島市	39.9
16	名古屋市	24.7	相模原市	68.7	川崎市	37.3
17	浜松市	24.7	川崎市	62.6	静岡市	36.8
18	千葉市	23.8	名古屋市	62.0	名古屋市	36.3
19	静岡市	18.1	新潟市	60.9	千葉市	34.3
20	新潟市	15.6	千葉市	55.3	新潟市	30.8

不登校児童生徒数と1000人当たりの不登校児童生徒数から、おおよその総児童生徒数を割り出している。

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

(5) 本市の現状

指定都市別長期欠席者内訳【R3】

順位	指定都市名	不登校 /長期欠席 者数(%)	指定都市名	病気 /長期欠席 者数(%)	指定都市名	新型コロナ感 染回避/長期 欠席者数(%)	指定都市名	その他 /長期欠席 者数(%)
1	新潟市	85.53	京都市	19.86	さいたま市	34.95	さいたま市	39.16
2	熊本市	81.45	千葉市	19.22	北九州市	26.5	北九州市	30.6
3	静岡市	81.03	堺市	16.38	大阪市	25.92	岡山市	26.09
4	浜松市	75.61	広島市	14.06	横浜市	22.19	京都市	17.07
5	札幌市	72.86	大阪市	14.03	仙台市	20.41	浜松市	16.53
6	福岡市	70.31	岡山市	13.55	川崎市	17.94	堺市	14.66
7	広島市	67.67	川崎市	12.96	神戸市	17.38	横浜市	14.45
8	名古屋市	67.41	神戸市	12.46	堺市	17	千葉市	11.66
9	神戸市	65.26	福岡市	12.09	岡山市	14.97	福岡市	11.63
10	川崎市	63.32	熊本市	11.92	千葉市	14.62	仙台市	10.53
11	相模原市	63.29	北九州市	11.27	京都市	13.18	大阪市	10.26
12	仙台市	58.96	札幌市	11.02	名古屋市	12.85	名古屋市	10.19
13	横浜市	55.57	相模原市	10.28	広島市	10.99	広島市	7.28
14	千葉市	54.5	仙台市	10.1	札幌市	9.21	札幌市	6.91
15	堺市	51.96	名古屋市	9.56	静岡市	7.91	相模原市	6.76
16	京都市	49.89	静岡市	8.03	相模原市	6.76	川崎市	5.78
17	大阪市	49.79	横浜市	7.79	新潟市	6.55	神戸市	4.89
18	岡山市	45.39	さいたま市	6.84	浜松市	6.43	新潟市	3.08
19	北九州市	31.63	新潟市	4.84	福岡市	5.97	静岡市	3.03
20	さいたま市	19.05	浜松市	1.43	熊本市	4.81	熊本市	1.82
	指定都市平均	56.12	指定都市平均	11.22	指定都市平均	18.29	指定都市平均	14.38

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

(5) 本市の現状

これまでの主な取組（いじめ）

平成26年度
(2014年度)

・いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、「熊本市いじめ防止基本方針」策定

■熊本市いじめ防止基本方針

平成29年(2017年)3月に、文部科学省の「いじめ防止等のための基本的な方針」が改定されたことを受け、本市でも平成30年(2018年)1月に「熊本市いじめ防止基本方針」を改定した。

本市は、「いじめは絶対に許さない」という強い意識を持ち、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、家庭、地域、関係機関等と連携し、「いじめ根絶」に向け取り組んでいる。

また、熊本市立のすべての小・中・高等学校、特別支援学校が策定している「学校いじめ防止基本方針」を平成30年度(2018年度)に改定した。

平成28年度
(2016年度)

・児童生徒等に関する様々な相談窓口として、教育相談室に学校教育コンシェルジュを配置

■学校教育コンシェルジュ

平成28年(2016年度)7月から学校教育コンシェルジュを設置し、4名の専門スタッフが学校教育に関するあらゆる相談に応じている。必要に応じて、学校や家庭など現場に出向く。

・対象:保護者等

・相談方法:電話、メール、面談

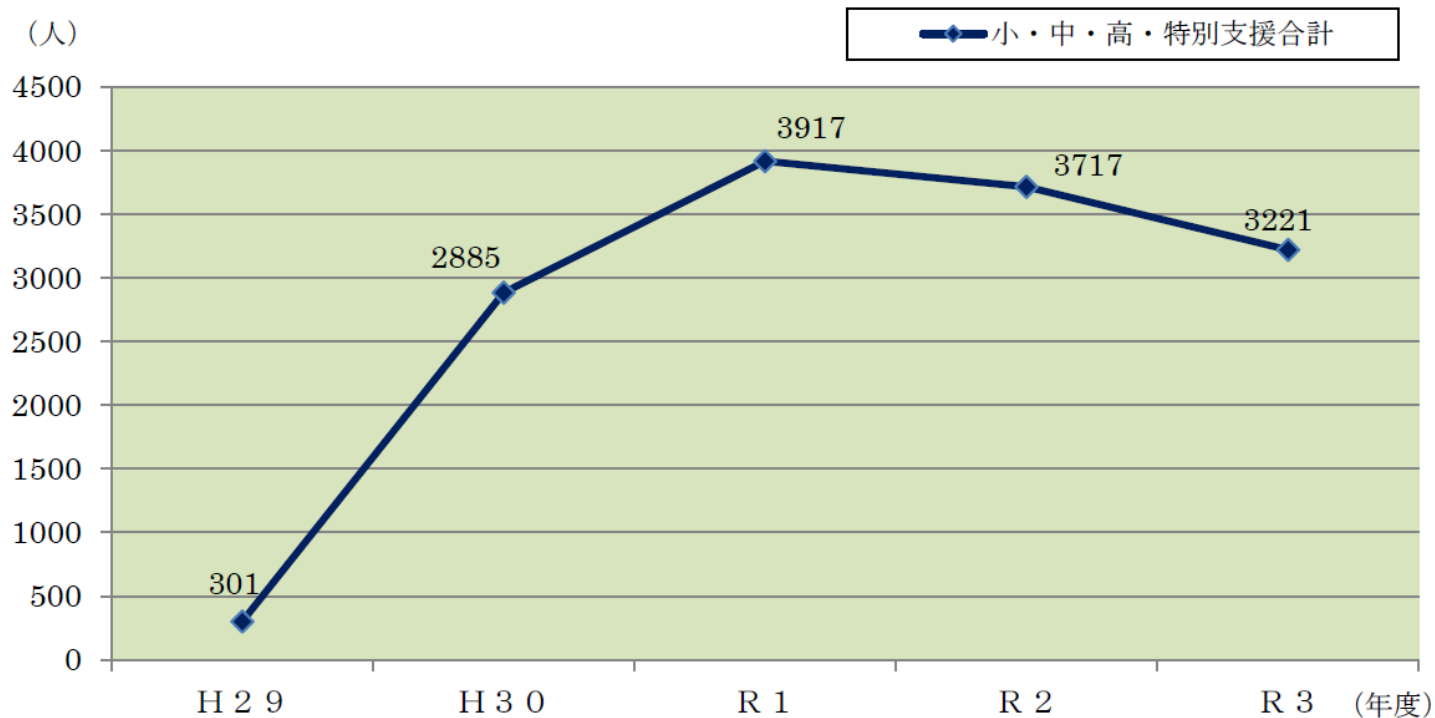
・相談時間:月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前10時～午後6時

※以下の相談窓口も定期的に児童生徒へ紹介している

・こころの悩み相談@熊本連携中枢都市圏(LINE) ・こどもホットライン(電話・メール) 等

(5) 本市の現状

〇いじめの認知件数 ※R3年度 問題行動・不登校調査より（熊本市）

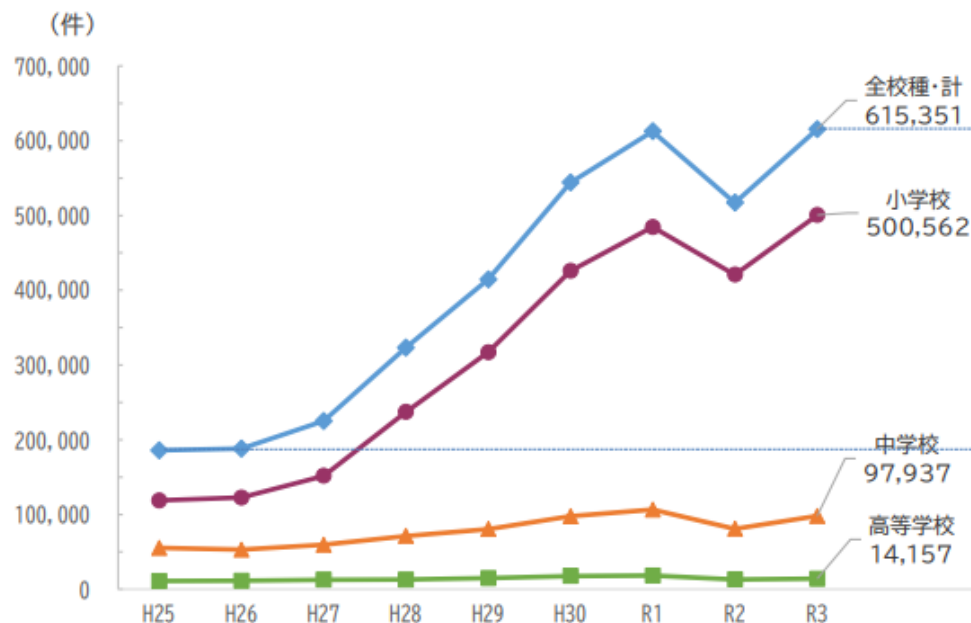


	R2	R3	R4
相談受付件数	196件	171件	236件
（うちスクールカウンセラー対応）	130件	118件	127件
（うちSSW対応）	66件	53件	109件
いじめの重大事態	4件	18件	17件

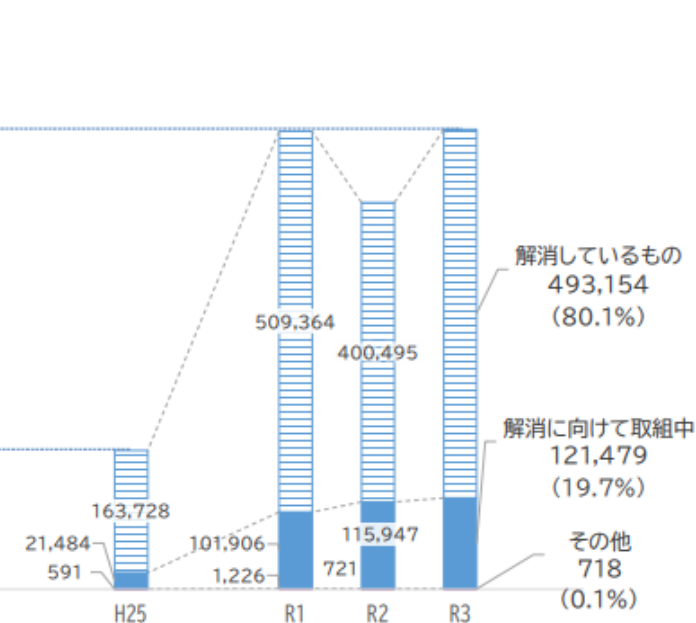
(5) 本市の現状

参考：いじめ件数の認知件数等の推移（全国）

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	118,748 17.8	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9
中学校	55,248 15.6	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0
高等学校	11,039 3.1	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4
特別支援学校	768 5.9	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4
計	185,803 13.4	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は615,351件(前年度517,163件)であり、前年度に比べ98,188件(19.0%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は47.7件(前年度39.7件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、解消しているものは493,154件(80.1%)であった。

出典：いじめの状況及び文部科学省の取組について

(5) 本市の現状

参考：いじめ件数の認知件数（政令市比較）

出典：令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

		認知件数 (件)	1,000人当たり の認知件数 (件)	アンケート調査 実施学校数 (校)	アンケート調査 実施率 (%)
1	札幌市	9,003	64.1	312	100.0
2	仙台市	12,271	152.3	190	99.0
3	さいたま市	1,350	13.1	167	99.4
4	千葉市	2,488	34.9	167	100.0
5	川崎市	4,861	44.6	176	98.3
6	横浜市	7,606	28.7	507	99.2
7	相模原市	1,146	22.4	107	100.0
8	新潟市	13,652	232.2	169	99.4
9	静岡市	2,392	50.3	130	100.0
10	浜松市	3,230	51.0	147	100.0
11	名古屋市	5,175	29.6	390	98.7
12	京都市	2,490	26.7	252	100.0
13	大阪市	21,983	124.0	441	99.8
14	堺市	4,317	67.6	137	97.9
15	神戸市	7,567	66.0	263	100.0
16	岡山市	2,448	45.1	130	100.0
17	広島市	3,751	37.2	215	100.0
18	北九州市	1,967	28.1	200	100.0
19	福岡市	2,747	21.8	225	100.0
20	熊本市	3,221	52.1	139	100.0
	合計	113,665	56.1	4,464	99.6
令和2年度		94,935	46.7	4,473	99.5

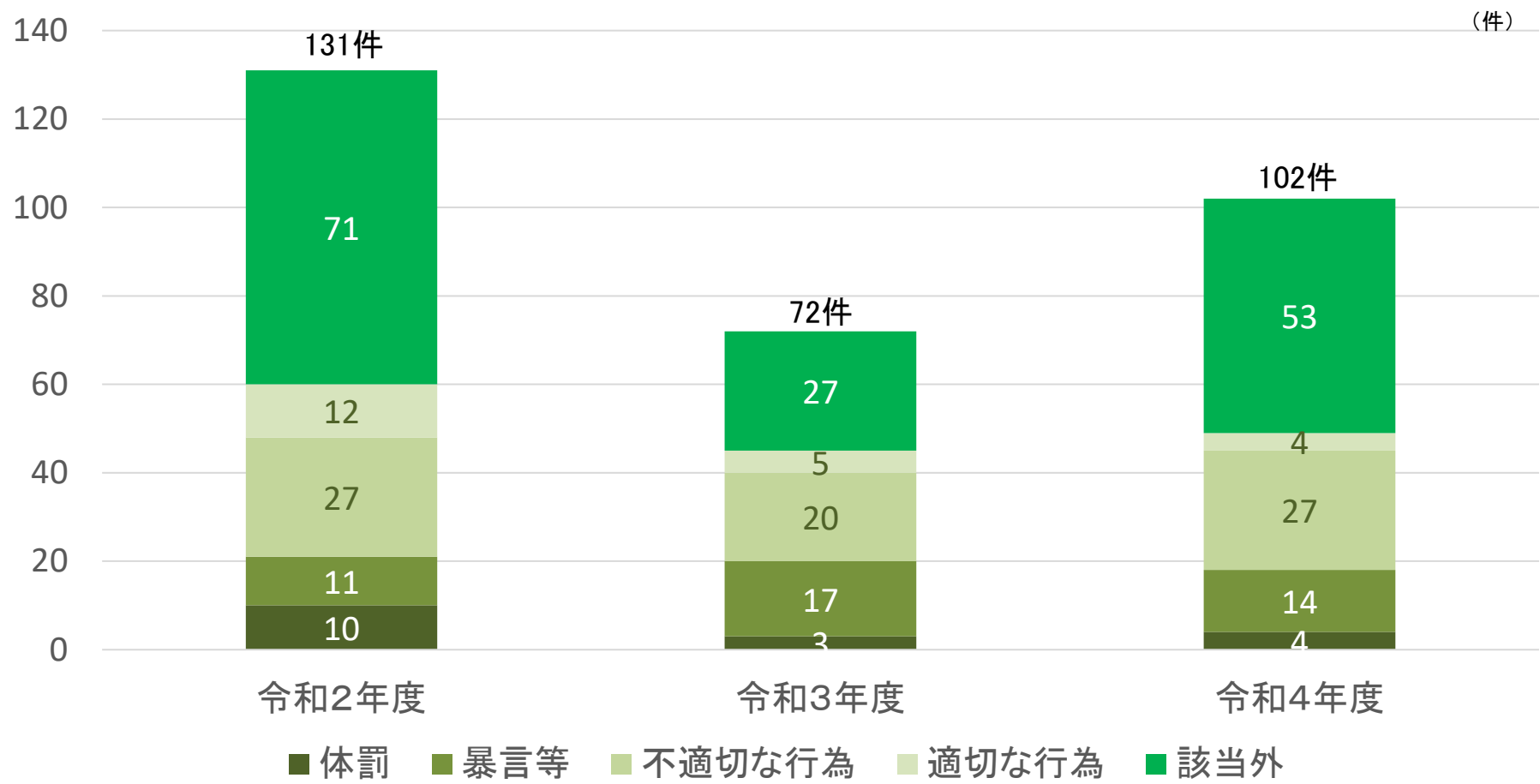
(5) 本市の現状

これまでの主な取組（体罰・暴言等）

令和元年度 (2019年度)	・体罰認定前に弁護士等の意見を参酌するため「熊本市体罰等防止検討会議」を設置
令和2年度 (2020年度)	・体罰等への組織的対応を一元的に行うため、教育委員会に「学校問題対応チーム」を設置(参考資料2) ・附属機関としての「熊本市体罰等審議会」を設置(参考資料2)（「熊本市体罰等防止検討会議」は廃止） ■熊本市体罰等審議会の設置及び実施 客観性・公平性を担保した体罰・暴言等の認定を行うため、令和2年度より外部の有識者で構成する熊本市体罰等審議会を設置し、市立学校における体罰等の認定及び防止のための審議を行った。 ○令和2年度実績 審議会実施回数 11回 審議件数 131件(うち体罰認定 10件、暴言等認定 11件) ※令和元年度、令和2年度の2年度分を審議 ○令和3年度実績 審議会実施回数 10回 審議件数 72件(うち体罰認定 3件、暴言等認定 17件) ○令和4年度実績 審議会実施回数 11回 審議件数 102件(うち体罰認定 4件、暴言等認定 14件)

(5) 本市の現状

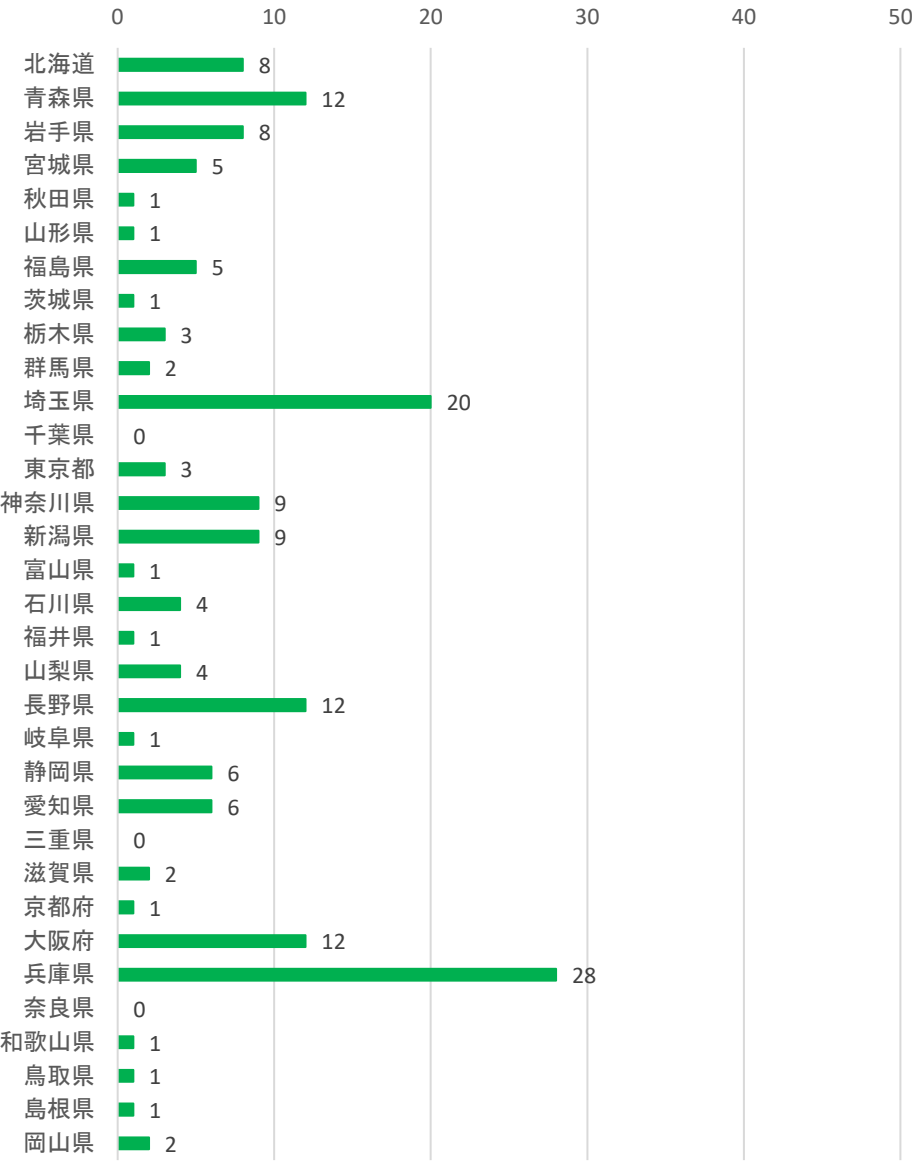
体罰等審議会（審議件数）結果



	体罰	暴言等	不適切な行為	適切な行為	該当外	計
令和 2 年度	10	11	27	12	71	131
令和 3 年度	3	17	20	5	27	72
令和 4 年度	4	14	27	4	53	102
計	17	42	74	21	151	305

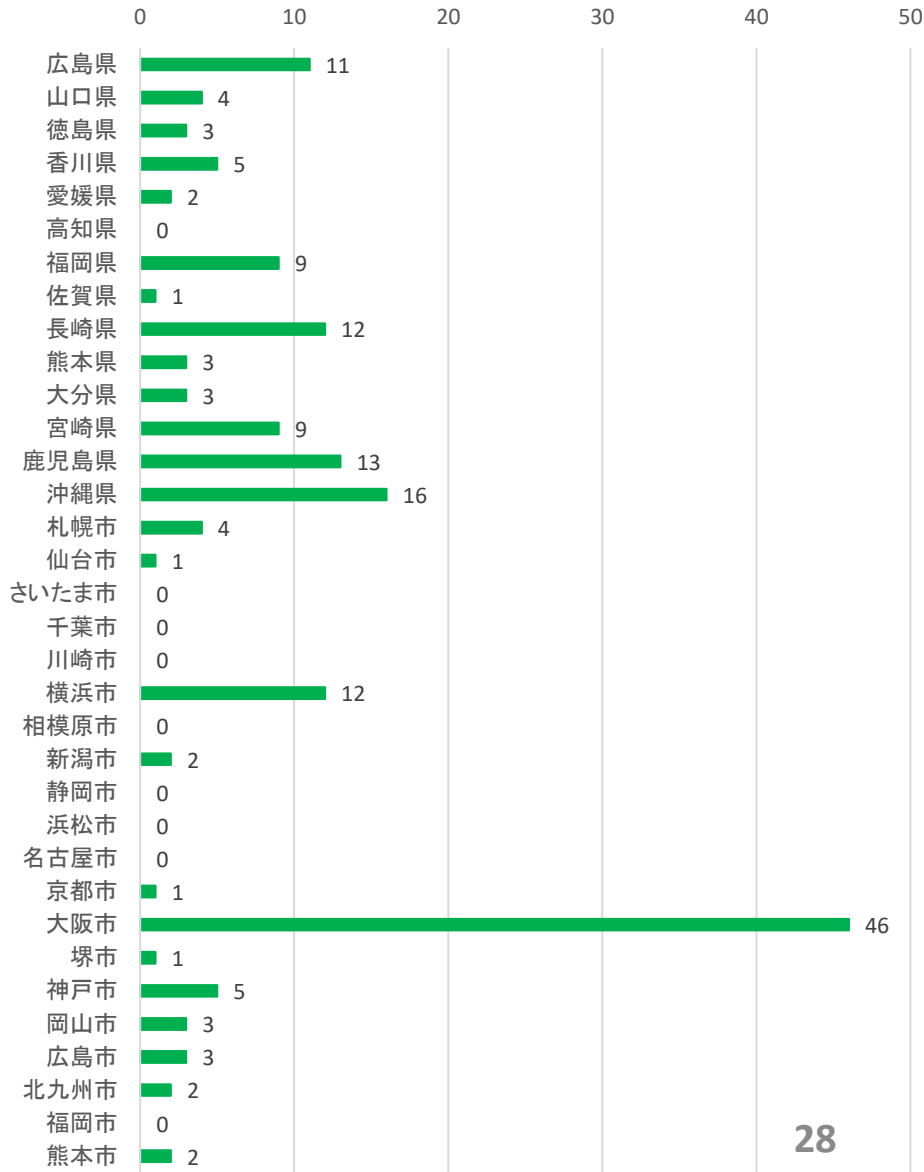
(5) 本市の現状

参考：体罰発生件数【全国】



出典：（文科省）体罰の実態調査について（令和３年度）

（人）



(6) 検討項目

- ① 体罰・暴言等、いじめ、自殺、学校事故等の全てに対応した総合的な体制の整備
- ② 適切な組織・人員、市長事務部局や外部機関との連携・役割分担等の在り方
- ③ 保護者、児童生徒、教職員が相談しやすい総合的な相談対応窓口の整備・充実
- ④ 再発防止、事後対応等に関する指針の策定や教職員研修の充実
- ⑤ 教育委員会・学校管理職のマネジメント・危機管理対応力強化
- ⑥ 取組状況の確認・評価・公表・周知に関する仕組みづくり

(6) 検討項目

第2回以降の熊本市教育行政審議会における検討の流れ

検討項目ごとに事例等を事務局から提示し、教育行政審議会において、今後の対応及び体制等について検討を行う。

事務局

- ・事例(架空も含む)
- ・事例に対する教育委員会等の対応
- ・対応の改善点(課題)

提示

教育行政審議会

・事務局が提示した事例に対する対応や課題を参考に以下の検討を行う

- ①体罰・暴言等、いじめ、自殺、学校事故等の全てに対応した総合的な体制の整備
- ②適切な組織・人員、市長事務部局や外部機関との連携・役割分担等の在り方
- ③保護者、児童生徒、教職員が相談しやすい総合的な相談対応窓口の整備・充実
- ④再発防止、事後対応等に関する指針の策定や教職員研修の充実
- ⑤教育委員会・学校管理職のマネジメント・危機管理対応力強化
- ⑥取組状況の確認・評価・公表・周知に関する仕組みづくり

(7) 今後のスケジュール

熊本市教育行政審議会（令和5年度）

令和5年

5月22日
(月)

第1回

諮問
教育行政審議会の目的等
本市の現状と課題
意見交換

7月

第2回

事例(案)

8月

第3回

事例1:体罰・暴言の案件について

9月

第4回

事例2:いじめ、自殺の案件について

11月

第5回

・中間答申案について

令和6年

2月

第6回

・中間答申案について

3月

中間答申

熊本市教育行政審議会（令和6年度）

令和6年

5月

第1回

事例(案)

7月

第2回

事例3:学校における事故の案件について

8月

第3回

事例4:教職員が検挙された案件について

9月

第4回

事例5:情報セキュリティの案件について

11月

第5回

・答申案について

令和7年

2月

第6回

・答申案について

3月

答申